

社会福祉法人 黒石市社会福祉協議会
「基本理念」と「基本目標」
平成 20 年 4 月 1 日制定

みんなで支えあい、

だれもが安心して暮らせる

福祉社会をめざして…

○地域福祉を推進する中核的な団体として、住民及び関係諸団体と連携・協働し、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを推進することを使命とし、次の基本理念と基本目標の実現を目指します。

【基本理念】

- ①住民参加を基調として、行政・関係諸団体との連携・協働による福祉社会の実現
- ②地域における利用者本位の福祉サービスの実現
- ③地域における福祉ニーズの把握と解決に向けた総合的な支援体制の実現
- ④全ての住民が安心して暮らすための、先駆的・モデル的な事業の実現

【基本目標】

- ①地域住民の理解を得るために、地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たします。
- ②常にニーズの把握ができる仕組みをつくり、住民が主体的に地域福祉活動に関わるためのプロセスを重視した事業展開を行います。
- ③事業の効果測定やコスト把握などの事業評価を適切に行い、効果的で効率的な経営を行います。
- ④役職員は、高い倫理観とモラルを保持し、法令を遵守しながら事業を遂行します。

令和3年度 事業計画

《基本方針》

全世界を席卷した新型コロナウイルス感染症は、高齢者や障害のある人、経済的困窮者など、福祉が支援や解決に日々取り組んでいる「社会の脆弱なところ」を直撃し、人と人とが向き合うことに基本をおく福祉の現場に大きな影響を及ぼしました。しかし、社会が疲弊する今、日常生活を送るために欠かせない仕事に就く“エッセンシャルワーカー”として福祉に携わる私たちが止まると、社会が機能しなくなることも改めて認識されました。

本会は、児童・高齢・障害など13事業所の管理・運営をとおして、産業の領域を超えたつながりによる相乗効果を求めて福祉サービスの提供に努めています。また、コロナ禍でますます逼迫する住民を支えるセーフティネットとして「生活困窮者自立相談支援事業」に取り組むほか、新たに「日常生活自立支援事業」の基幹的社協として判断力が不十分な方の包括的な支援を図り、権利擁護事業推進の足がかりを模索しています。一方、ご当地キャラクターの協力を仰ぎながら県外に在住する黒石出身者へのアプローチを図るなど“社協の取り組み理解”の広がりを求めて新たな関係性の構築に努めています。

社会情勢に鑑みて“地域共生社会実現への動きを本格化する必要性”が高まる現在、福祉が中心となって保健、医療、教育など、さまざまな分野との協働により個別のニーズを解決に導く地域包括ケアシステムの充実が地域共生社会の柱です。そして、それを牽引する役割を担うことは、これまで小地域の福祉活動を進めてきた社会福祉協議会の責務であることが、コロナ禍において一層鮮明になったと自覚しています。

本年度は、「地域共生社会」が我々の日常業務の先にある地続きのものであるという認識に立ち返り、もう一度「福祉のまなざしはどうあるべきか」を考えながら、コロナ禍を教訓として国が提唱する「新しい生活様式」の中で、地域共生社会の実現に欠かすことのできない持続的かつ普遍的な地域連携ネットワークの実現をめざします。

《重点目標》

- I. 住民の心が通い合う地域づくりを進めます
- II. 安心できる未来に向けての人づくりを進めます
- III. 自分らしく生きるためのしくみづくりを進めます
- IV. 市民のニーズに応える社協づくりに努めます

《事業内容》

I. 住民の心が通い合う地域づくりを進めます

《基本指針》

1. 住民による地域支援体制の構築
2. 在宅高齢者の見守りと支援活動の推進
3. 高齢者の生きがい高揚と社会参加の促進
4. 住民への福祉情報の提供

1.住民による地域支援体制の構築

(1)地区社協主体による福祉事業への支援

○主催事業への協力、福祉教育支援(地域福祉懇談会、関係者研修会等)

(2)地域活動支援事業の実施(高齢者ふれあいサロン、高齢者との交流、高齢者宅除雪等)

○地区社協及び町内会等の取り組みへの助成、サロン活動の手引き配布、社協活動 PR

(3)見守りネットワーク合同研修会の開催

(4)地区社協及び民生委員児童委員との協働事業の実施

○民生委員日常活動の再点検、高齢者一斉訪問等の実施

(5)地域団体との協働による地域活動の推進

○施設、事業所、公民館、地区協議会等との連携による事業の実施

(6)安心・安全に地域活動をするためのガイドラインの配布

2.在宅高齢者の見守りと支援活動の推進(地区社協と協働)

(1)ほのぼの交流協力員の活動支援

○未設置町内への働きかけとグループ単位の活動支援

(2)見守り活動対象世帯の把握と情報提供

○福祉事務所、民児協との連携による高齢者世帯の情報共有

(3)定期的な訪問体制の充実

○高齢者世帯一斉訪問の実施と定期的な訪問活動の促進

(4)子どもほのぼの交流事業の推進(社協単独事業)

○地域の高齢者と児童の交流事業の実施

(5)高齢者安否確認事業の実施

○福祉安心電話サービス事業

○ボランティアによるふれあいテレフォン

3.高齢者の生きがい高揚と社会参加の促進

(1)老人福祉センターの管理運営

○入浴事業の実施(週2回 利用料 200円)

○健康相談等の実施(週2回)

○既存図書の貸し出しと各種団体への貸館

(2)介護予防講座支援事業の推進

○講座の充実と参加促進

(3)市老人クラブ連合会の事務及び協働事業の推進

○長寿福祉大会の開催(第56回)

○老人スポーツ大会&軽スポーツ交流会及びグラウンドゴルフ大会の開催

○作品展示会の開催(市老連、教養講座、介護予防講座支援事業と協働)

○トランプ・花札大会の開催(第20回)

○会員増強と未組織地区及び町内会への働きかけ強化

(4)教養講座の実施

○教養講座の充実と参加促進

○「趣味の講座」と「健康増進に関する講座」の充実

(5)施設及び利用者の社会貢献活動の推進

○保育園、幼稚園、学校等へのぞうきん寄贈

4.住民への福祉情報の提供

(1)広報の発行とホームページ、SNS による福祉情報の配信強化と活動 PR

※SNS : Facebook や Twitter、LINE 等のインターネット上での社会的ネットワークを構築するサービス

(2)市民福祉大会の開催(第 61 回)

(3)黒石市出身者に向けての情報提供強化

II.安心できる未来に向けての人づくりを進めます

《基本指針》

1. ボランティア活動の普及・促進と福祉人材の育成

2. 福祉教育の推進

3. 地域児童の健全育成と見守り体制の構築

4. 子育て支援事業の推進

1.ボランティア活動の普及・促進と福祉人材の育成

(1)ボランティア活動調査の実施

(2)ボランティア活動の普及・啓発

○登録、あっせんの推進とボランティア保険の加入促進

○ボランティア情報の発行並びにホームページによる情報提供

○ユニバーサルデザイン商品、非常用備蓄の購入、貸し出し

○イベント用品貸し出し

(3)市ボランティア連絡協議会との協働事業の実施(福祉人材の育成)

○ボランティア団体の支援

○姉妹都市交流事業(宮古市田老地区運動会)への参加

2.福祉教育の推進

(1)ボランティア推進校の指定と活動紹介(市社協指定 7 校、特別活動助成)

(2)実習生の受入

(3)世代間交流事業の推進(地区社協と協働)

(4)学校での福祉体験活動の支援

(5)地域住民による福祉体験サポーターの活用

(6)ふくしの作文コンクールの実施(第 20 回)

(7)姉妹都市交流等を通じた福祉教育、防災・減災教育の推進

3.地域児童の健全育成と見守り体制の構築

(1)りんごクラブ(放課後児童健全育成事業)運営

○登録児童の人権配慮及び健康管理や安全確認の充実(市内 8 地区、9 クラブ)

(2)児童館・児童センターの管理運営

○子どもの安心できる居場所づくり

○健康状態や情緒の把握と配慮

(3)遊びや体験を通じた自主性や社会性、創造力の醸成

○児童館、児童センターや設置地域の特色を活かした遊びの提供

○合同事業、職員研修の実施

- (4)社会資源として児童館・児童センター機能の地域還元
 - 地域世代間の交流事業の強化
- (5)関係機関との連携強化と情報の共有
 - 保護者懇談会の開催
 - 母親クラブとの連携による地域事業への参加、協力
 - 学校、保育園、地域との情報共有、協働事業の実施
- (6)事業所間及び関係団体との連携
 - 会議の開催(館長、児童館・児童センター厚生員、りんごクラブ支援員・補助員)
 - 他法人運営の市内児童館及びりんごクラブとの連携

4.子育て支援事業の推進

- (1)ファミリーサポートセンターの運営と推進(平川市・藤崎町・田舎館村社協と協働)

Ⅲ.自分らしく生きるためのしくみづくりを進めます

《基本指針》

1. 良質な介護サービスの提供
2. 障害児・者の社会的自立の支援
3. 自立支援に向けた包括的な相談支援体制の構築
4. 安心してサービスを活用できる環境づくり

1.良質な介護サービスの提供

- (1)介護保険事業の推進
 - まごころ福祉センターの管理運営
 - 指定居宅介護支援事業(黒石市中央在宅介護支援センター)の実施
 - 指定訪問介護事業(中央ホームヘルパーステーション)の実施
- (2)ケア輸送事業の実施
- (3)良質で適正なサービスを提供するための基盤体制の構築(センター機能の充実)
 - 経営会議の開催【所内連携の強化及び経営の健全化】
 - (経営の現状と見通し、サービスメニューの点検、職員連携のあり方等を検討・確認)
 - 職員の資質向上(社会的知識やサービス技術の習得)
 - 在宅介護実習や介護研修の支援及び介護支援専門員実務研修実習受入【福祉人材育成】
- (4)地域包括支援センターとの連携強化
 - 地域包括支援センターランチ運営業務受託
 - 転倒骨折予防・認知症予防教室受託

2.障害児・者の社会的自立の支援

- (1)黒石市児童デイサービスセンター「天使の森」管理運営
 - ①基本動作・日常生活における支援とサービスの質の向上
 - 利用児のニーズに即した個別支援計画の作成と改善
 - 集団生活と個別プログラムを効果的に組み合わせた支援の実施
 - 学校や保護者との利用児についての情報共有と共通理解の促進

- ②社会体験事業・作業活動の実施
 - 障害や発達段階に応じた社会体験と交流活動や他事業所との情報交換
- ③地域やボランティアとの交流事業の開催
 - 住民との交流を通じた地域貢献活動の実施
 - 児童館、あおぞら作業所や他事業所との交流事業の実施
 - 教育や医療機関との連携による人材育成支援
- ④父母の会との連携と職員の資質向上
 - 「父母の会」との情報交換や連携強化によるニーズ把握
 - 障害特性、発達段階に応じた支援に向けた研修参加
- (2)就労継続支援 B 型事業所「せせらぎの園」管理運営
 - ①利用者の QOL(生活の質)向上のための園行事の充実
 - 花見会、地域交流会、お楽しみ会、クリスマス会等の実施
 - ②利用者と住民の関わりを目的とした地域交流活動の実施
 - ボランティアの受け入れ(農福連携事業、環境整備等)
 - ③自活を目的とした生産及び販売事業の促進
 - 木工製品の生産及び常設販売、イベント販売の拡充
 - 下請け生産持続のための企業へ働きかけ
 - リサイクル売却事業の充実
 - ④施設理解を目的としたボランティア及び啓発活動
 - 利用者による地域清掃ボランティアの実施
 - ⑤農福連携事業の推進
 - ⑥利用者のニーズに即したサービス提供の検討
- (3)障害者居宅介護事業(中央ホームヘルパーステーション)の実施

3.自立支援に向けた包括的な相談支援体制の構築

- (1)ふれあい相談所の運営
- (2)生活福祉資金等貸付事業の実施
- (3)生活困窮者自立相談支援事業の実施
 - ①包括的かつ継続的な相談支援の推進(主任相談支援員、相談支援員、家計改善支援員の配置)
 - 生活困窮者の把握、相談受付
 - アセスメント、プラン作成
 - 支援の提供、モニタリング、評価、再プラン作成
 - 就労支援、家計改善支援の実施
 - ②事業の広報・啓発
- (4)地域包括支援センターランチ運営業務の実施(再掲)
- (5)日常生活自立支援事業基幹的社協受託

4.安心してサービスを活用できる環境づくり

- (1)権利擁護事業の推進
 - 日常生活自立支援事業の推進
 - 成年後見制度の利用促進(福祉事務所、中核機関との連携)
 - 法人後見実施に向けての検討

(2)第三者委員の設置

○第三者委員による事業所訪問の実施

○合同研修会(第三者委員、苦情解決責任者、苦情受付担当者)の開催

(3)利用者アンケートの実施

○各事業所での利用者アンケートの実施

(4)車いす貸出事業の実施

IV.市民のニーズに応える社協づくりに努めます

《基本指針》

1. 社協の組織及び財政基盤の強化

2. 法人管理体制の強化及び役職員の意識改革・資質向上

3. 関係機関・福祉団体との連携・協働

1.社協の組織及び財政基盤の強化

(1)毎戸会員制度の推進

(2)福祉基金の効果的な運用

(3)共同募金運動の実施(組織基盤の強化)

(4)歳末たすけあい支援・交流事業

(5)市社協「理事・監事・評議員」研修会

(6)地区社協推進部会の開催

(7)「事業所経理点検」及び「内部監査」・「外部監査」の実施

(8)事業所における「経理手順マニュアル」の見直し

2.法人管理体制の強化及び役職員の意識改革・資質向上

(1)職員会議の充実・強化

①運営会議 ②安全衛生委員会 ③研修会議 ④広報会議 ⑤会計会議

(2)職員研修計画に基づく職員研修会の実施及び派遣

(3)法人内連携の強化(各事業からのケース報告会の実施)

(4)職員面接の実施、福利厚生事業の充実

(5)自己評価の実施及び結果分析に基づく運営改善計画策定

(6)第6次地域福祉活動計画の策定

(7)事業所別の運営・危機管理マニュアルの整備

3.関係機関・福祉団体との連携・協働

(1)社会福祉法人との連携強化

○市内法人間での情報交換会の開催、人材育成、人事交流等

○青森しあわせネットワークへの参加

(2)青森県市町村社会福祉協議会連絡会への参加

(3)津軽広域社会福祉協議会連絡協議会への参加

(4)青森県社会福祉協議会との連携

(5)市福祉事務所、市地域包括支援センター及び福祉関係事業所との協働

(6)教育機関との連携

(7)地域団体(地区協議会、町内会等)との連携